

改正・環境確保条例を契機とした社会基盤整備への期待

～ CO2 排出量年間 1500kl 以上の
事業者に削減義務

千葉 稔子 氏

東京都 環境局都市地球環境部 総量削減課排出量取引係長

■ 削減義務率は 6 ～ 8 %

東京都では環境確保条例を改正し、この4月から温室効果ガス排出量の総量削減義務と排出量取引制度を開始する。総量削減義務の対象になる事業所は08年度の燃料・熱・電気の使用量が原油換算で1500kl以上の建物・施設となる。義務を負う対象者は事業所の所有者だが、届出があれば所有者に代わって、あるいは共同でテナント事業者なども義務者になれる。

削減計画は5年間で、その間の排出量の把握と報告書を都に提出してもらなければならない。対象ガスは燃料・熱・電気の使用で排出されるCO2である。

削減義務量は基準排出量と削減義務率で決まる。例えば、基準排出量が1万トン、削減義務率が8%ならば、排出可能なCO2量は年間9200トン、5年で4万6000トンとなり、10～14年度の5年間全体で収めるようにする。年ごとのばらつきはかまわない。

基準排出量は原則として02～07年度の間のいずれか連続する3か年度の平均を取るが、床面積の増減、用途変更、設備の増減などがあつた場合は見直すことができる。また、削減義務率は「オフィスビル等と地域冷暖房施設」(区分I-1)が8%、「オフィスビル等のうち地域冷暖房等を多く利用している事業所」(区分I-2)が6%、それ以外の事業所(区分II)が6%だ。温暖化対策の推進が特に優れた事業所として知事が定める基準に適合すると認められた「優良特定地球温暖化対策事業所(トップレベル事業所)」には、削減義務率を2分の1または4分の3に減らす特典がある。

総量削減は、自ら履行するか、排出量取引によって削減する。取引の記録を管理するために「削減量口座簿」が必要となり、都がこれを管理する。

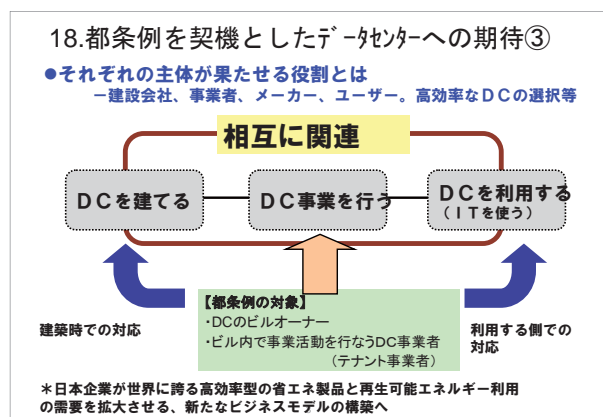
■ 条例改正を契機としたデータセンターに期待

削減義務はビルオーナーが負うが、そのビルに入るテナント事業者はすべてオーナーの削減対策に協力する義務がある。また、延床面積5000平方メートル以上あるいは年間の電気使用量が600万kWh以上の特定テナント事業者には、独自の対策の計画書を作成してオーナーに提出し、対策を推進する義務がある。

新築ビルなど新規対象の事業者は排出量が3年連続して1500klを超えると4年度目から義務を負う事業所に指定される。指定されると事業所ごとに統括管理者・技術管理者を選任しなければならない。

削減の実効性を確保するために、第三者機関の検証が必要となる。5年の削減期間が終了後、1年間を整理期間として、義務が未達成の場合は排出量取引によって削減しなければならない。罰則を科すことが目的ではないが、その場合、不足量の1.3倍が義務となる。命令に違反した場合は罰金や違反事実の公表、不足量の請求などの措置が取られることになっている。

都としては、この条例改正を契機としたデータセンターへの期待が高まっており、高度情報化社会に不可欠なインフラとして重視している。サーバーをオフィスビルからデータセンターへ集約する動きもあり、エネルギー効率の高いデータセンターへのさらなる集約を進めたい。今後の社会で求められるデータセンターの姿はエネルギー効率の高さを核として、産業競争力の確保、環境負荷低減、BCPなどの危機管理が課題となる。建設会社、事業者、メーカー、ユーザーなどの主体が果たせる役割を考え、都も支援を行いたい。



都条例を契機としたデータセンターへの期待